

沖ト協発第45号  
平成30年5月17日

運送事業者各位

公益社団法人 沖縄県トラック協会  
会長 佐次田 朗  
(公 印 省 略)

## 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の「不正改造車を排除する運動」は平成2年から全国的に展開し、その排除に努めてきたところであります。

国土交通省においては、平成30年度においても、道路交通の安全確保や公害の防止を図るための一環として、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することになり、同運動の推進について、沖縄総合事務局長から協力要請があります。

つきましては、別添実施細目の実施事項等に基づき、不正改造の防止に係る事業所内の自主点検を行い、その結果を基に不正改造防止への理解を深めていただき、その排除にご協力くださいますようお願いいたします。

**※添付資料5は返信不要です。**

敬具

※本件に関する問い合わせ先

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL : 098-863-0280

府運車安第187号  
平成30年4月24日

公益社団法人  
沖縄県トラック協会 会長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識がないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。また、平成29年2月15日、京都府警において、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕した事案や同年11月15日、千葉県警がシートベルト警報装置の不正改造として、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた被疑者を逮捕した事案も発生しているところです。

このような状況を鑑み、国土交通省では、平成30年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしており、沖縄総合事務局としても本運動を積極的に推進することにしましたので、貴会におかれては、当該実施細目に基づき積極的に不正改造車の排除について傘下会員に対し引き続き適切な指導をお願いします。

また、本運動を広く周知し、安全・安心の確保を確実に実施していくため、ポスター及びチラシの掲示、別紙内容について広報誌等へ掲載を行う等取り計らい方よろしくをお願いします。

問い合わせ先 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 伊波 電 話 098-866-1837 FAX 098-860-2369
--

## 「不正改造車を排除する運動」の実施細目 (抜粋)

平成30年4月

国土交通省自動車局

## I. 年間を通じて実施する事項

各機関において実施する事項

実施機関	実施事項	実施内容
協議会構成団体共通	1) 傘下会員・事業者に対する指導等 (不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集)	①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。 ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等 (不正改造施工者の情報を含む。) の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。
	2) 一般への広報等	事業所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
	3) 本運動への協力 (ポスターの掲示及び出前講座等)	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示、街頭検査及び出前講座等の実施に協力する。

## II. 強化月間において特に実施する事項

強化月間においては、前述の取組の重点的な実施に加え、特に次の事項を実施する。

## 1. 各機関において実施する事項

実施機関	実施事項	実施内容
協議会構成団体共通	1) 傘下会員・事業者に対する指導等	①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど傘下会員・事業者等への周知を図る。 ②本運動の推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。 ③傘下会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。 ④不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等 (不正改造施工者の情報を含む。) の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。

2) 一般への広報等	①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。この際、若者向けウェブサイトの活用により主な訴求対象を10代、20代として広報を行うこと。 ②事業所等において自動車利用者等に対し、チラシを配布することにより、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
3) 本運動への協力（ポスター掲示及び出前講座等）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。
4) その他	以下「2」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し指導する。

## 2. 各事業者の行うべき実施事項

実施機関	実施事項	実施内容
貨物自動車運送事業者	1) 当該関係団体における実施事項	荷主団体等に対し、不正改造車（特に速度抑制装置（スピードリミッター）に係るものを含む。）を使用することのないよう要請する。
	2) 運送事業者等における実施事項 ①適正な車両の運行の徹底	不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。
	②従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	③自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別添5「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	④不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

## 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				

点検事項	点検内容	チェック欄	
		適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	社用車	無	有( 台)
	従業員車両	無	有( 台)
	販売車両	無	有( 台)
	その他	無	有( 台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況		
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認		
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況		
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認		
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施		
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応		
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供		
	ユーザーが不正改造の依頼があった場合の拒否		

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入してください。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

※ 本用紙は返信不要です。